問題1

第一 甲の罪責

甲がAに暴行及び脅迫を加えて反抗を抑圧し、現金300万円を強取した行為について、強盗罪(236条1項)が成立し、後述のとおり乙丙との間で窃盗罪(235条)の限度で共同正犯(60条)となる。

第二 乙の罪責

1 強盗罪の共同正犯

共同正犯の要件は①共謀、②正犯意思、③共謀に基づく実行行為である。

(1) 共謀

乙がA宅の現金を盗まないかと持ち掛け、甲が了承しているため共謀が認められる。

(2) 正犯意思

乙は、計画の発案や見取り図の作成等の重要な役割を果たし、盗んだ金の3分の1をもらうという経済的動機も存在するため、正犯意思が認められる。

(3) 共謀に基づく実行行為

甲は計画と異なり強盗に及んでいるが、共謀に基づく実行行為といえるか。共同正犯の処罰根拠は法益侵害への因果性にあるから、共謀と実行行為との異同、関与者の動機等を総合し、共謀の射程が及んでいるかを検討する。

甲の行為は、暴行及び脅迫を伴う点で共謀と齟齬があるが、A宅の現金を奪取することは共通する。犯行動機は金銭を得ることであるから、共謀時の目的も一貫している。

したがって、甲の行為は共謀の射程内であり、共謀に基づく実行行為といえる。

(4) 故意

乙には窃盗の認識しかなかったため、強盗罪の故意がなく同罪の共同正犯は成立しない。

2 窃盗罪の共同正犯

共犯者に重い罪の認識がない(38条2項)場合も、構成要件が実質的に重なり合う限度で共同 実行が認められる。窃盗罪と強盗罪は、他人の財物を奪取する点で重なり合いが認められるため、軽い罪である窃盗罪の限度で共同正犯が成立する。

第三 丙の罪責

1 強盗罪の共同正犯

(1) 共謀

丙は甲から盗みのために車を出すよう指示を受けているが、この時点では具体的なことを聞かされていないまま甲の断定的な口調に押されただけであり共謀はない。しかし、A宅裏手に到着した時点で、改めて丙は甲の提案に了承しているため共謀が認められる。

(2) 正犯意思

甲は丙の先輩だがα組内の立場は弱く、丙は小遣いの額に不満を述べるなど対等な立場で交渉していた。そして、丙は甲から30万円の提案を受けており経済的動機が存在する。さらに、見張り行為という重要な役割も担っているため、正犯意思が認められる。

(3) 共謀に基づく実行行為

乙と同様の理由から認められる。

(4) 故意

丙も乙と同様に強盗罪の故意がないため、同罪の共同正犯は成立しない。

2 窃盗罪の共同正犯

乙と同様に、窃盗罪の限度で共同正犯が成立する。

問題2

第一 強盗致傷罪(240条)

甲が、A宅の現金を盗もうとした後に「逮捕を免れ」るためにBともみ合いになり、その結果Aが 負傷したことについて、事後強盗未遂罪(243条、238条)による強盗致傷罪が成立しないか。

1 成立要件

強盗致傷罪は致傷結果こそが重罰性の根拠であるため、「強盗」には強盗未遂も含まれる。そして、事後強盗罪の既遂又は未遂は窃盗罪が基準となるため、窃盗未遂犯が事後強盗に及び、 人を負傷させたときは強盗致傷罪となる。

2 窃盗未遂

実行の着手(43条本文)は、法益侵害の現実的危険が発生したことを要する。

甲は、Aの外出中にA宅に侵入し、箪笥に近寄ろうとしているため、まもなく物色を開始する状況であった。そのため、財物の占有移転の現実的危険が発生しており、窃盗罪の実行の着手が認められる。

3 事後強盗

(1) 窃盗の機会

窃盗と暴行・脅迫との結びつきを基礎づける要件として、窃盗の機会が必要となる。 窃盗の実行の着手からBへの暴行及び脅迫まで約2時間という一定の時間的近接性があり、 甲はA宅の屋根裏に潜んでいたことから、被害者等から容易に発見されて、逮捕され得る状況が 継続しているため、窃盗の機会が認められる。

(2) 暴行及び脅迫

甲は、Bに果物ナイフという殺傷力のある凶器を向けて「どかないと刺すぞ!」と生命への加害を申し向け、さらにナイフを取り戻そうとしてBに組みかかっているため、反抗を抑圧するに足りる暴行及び脅迫といえる。

4 因果関係

甲の暴行及び脅迫と、Aの負傷との間に因果関係は認められるか。実行行為と無関係な偶然的事情による結果の帰責を防ぐ観点から、実行行為に内在する危険が現実化したことを要する。

本件では、Bがナイフを投げ渡そうとしてAが受け取り損ねるというABの過失が介在している。もっとも、Bは甲と激しいもみ合いになったため、ナイフを取り返されないようAに投げ渡す行為は不自然ではなく、Aがとっさに受け取り損ねて怪我をすることも十分あり得る。

したがって、Aの負傷は、甲の暴行に巻き込まれた第三者が怪我をする危険が現実化したものであり、因果関係が認められる。

5 結論

よって、強盗致傷罪が成立する。

第二 公務執行妨害罪(95条1項)

甲は、公務員たるBに暴行・脅迫を加え、職務の執行を妨害しているため、公務執行妨害罪が成立する。

第三 罪数

強盗致傷罪と公務執行妨害罪は観念的競合(54条1項前段)となる。